

鹿児島国際大学の障がいのある学生の受入れ及び支援に関する基本方針

基本理念

鹿児島国際大学（以下「本学」という。）は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、本学への進学希望者及び本学の学生が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に学びあう大学を目指す。

支援対象学生の定義

障がいのある学生とは、本学への進学希望者及び本学に在籍する学生で、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者（以下「障がいのある学生」という。）であって、障がい及び社会的障壁等により継続的に教育及び学生生活に相当な制限を受ける状態にあり、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性を認められた者をいう。

合理的配慮に基づく支援

本学は、障がいのある学生から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある学生の権利利益を侵害することとならないよう、その障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努める。

支援方針

本学は、基本理念に従い、障がいのある学生に対して以下の方針に基づく支援を行う。

1. 障がいを理由に受験又は修学を断念することがないように修学機会の確保に努める。
2. 権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を図るよう努める。
3. 支援の範囲は、入試、授業、試験、課外活動、キャリア形成、就職活動、大学行事への参加など大学教育に関する事項とする。
4. 情報の保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮や考え方を障がいのある学生及びその保護者等に伝える。
5. 安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、学内のバリアフリー化に努める。

相談窓口及び支援体制

本学は、障がいのある学生及びその保護者等からの相談に的確に応じるために、以下のとおりの相談窓口及び支援体制とする。

(1)相談窓口

1. 入試・広報課
2. 学生課（保健室・学生相談室を含む。）
3. 教務課
4. 就職キャリアセンター
5. 学生支援委員会（福祉社会学部）

(2)支援体制

学生ボランティア・障がいのある学生支援連絡会議において、障がいのある学生の支援を円滑かつ適切に行うために、関係する委員会等との連携を図り、全学的に支援を強化する。

情報公開

本学は、障がいのある学生に対する支援方針、相談体制及び支援内容等をホームページ等を通じて広く情報を公開する。

研修及び啓発

本学は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、教職員及び学生に対し、必要な研修及び啓発を計画的に行う。